研究科内公募プロジェクト

カリキュラム形成に関わる教職の専門性・専門職性の研究

代表 櫻井 直輝 (学校開発政策コース)

梅澤 希恵 (学校開発政策コース)

葛西 耕介(学校開発政策コース)

津田 昌宏(学校開発政策コース)

福嶋 尚子(学校開発政策コース)

指導教員 勝野 正章 (学校開発政策コース 准教授)

1. はじめに

本研究の目的は、教職の専門性・専門職性について、その現代的位相を明らかにすることを通じて、本プロジェクト研究の主題である「カリキュラム・イノベーション」(以下、CI)の可能性を検討することにある。

教職によるカリキュラムの自主的な編成がCIの必要条件とすれば、教育改革の最中にある学校現場にあって、カリキュラム形成に関わる教職の専門性・専門職性がどのように発揮(阻害)されているのかを検討する必要が生起する。

第一に、理論研究として教職=専門職論をはじめとしたこれまでの教職の地位と権限に関する理論の整理を行い、その到達点と課題を示すことで、教職理論研究の見取り図を提供することを目指す。第二に、CIの可能性を検討する必要から、カリキュラム形成へ着目し、そこにおける教職の専門性・専門職性の実態を明らかにする。

以上の分析を受けて、第三に総合学習のカリキュラム形成を通じたCIの可能性を、今一度教職理論研究の観点から検討することを通じて、本研究のまとめと今後の課題を析出する。

2. 理論研究の概要

第一に、理論研究を通じて以下の点が明らかとなった。教育法学、教育行政学における教職=専門職論は、米欧と同様、専門職化論の衰退により「顕著な」進展を見せてこなかった。しかし、こ

れは断絶を意味しているわけではなく、70~80年 代以降の研究が、各学問領域において個別に深化 した結果であったと思われる。これまでの研究で は、専門性の核としての個人の専門的自律性、そ して専門職性の核として集団の自律性が論じられ てきた。これらは、あくまで教職を主体にした議 論であり、一人称的(教師(集団)自身の地位・ 権限の問題)に捉えられてきたものといえる。し かしながら、70~80年代以降教師文化研究等によ って明らかにされた教職の特性である協働性、同 僚性概念の深化は、この自律性を複数のアクター 間の関係の中で規定されるものとして捉えること を促したといえる。特に、Fieldingによる「ラデ ィカルな同僚性」概念は、教職を民主的専門職と いう新しい専門職概念へと捉え直す契機を含んだ ものであったといえよう。すなわち、同僚性の対 象を学校外へ拡張し、教職固有の自律性の内実が、 「職業的多律性」であることを示したのである。 他方で日本の教育法学においては、カリキュラム をめぐる教師の権限は、教育活動の内容の性質に 応じて、親や地域住民といった権利享有主体との 関係において制約を受けることが明らかにされて きた。「多律性」を構成するアクターそれぞれの役 割、権限・権利の態様を法理論的に同定した教育 法学の知見はこの「ラディカルな同僚性」を築く 試みでもあると捉えられる。

3. 事例研究の概要

A 事例の概要

本研究では、小学校2校において計9人の教師 (うち管理職2人)、また中学校3校において計6 人の教師(うち管理職1人)に総合学習のカリキュラム形成に関するインタビュー調査を行った。 インタビューは、基本的に平成24年度の総合学習について行ったが、一部は平成23年度の総合学習に関して行った。

総合学習の年間カリキュラムは、小中学校ともに新年度の年間カリキュラムを前年度に作成している。一方で、新年度の対応には両者の相違が見られた。小学校では、新年度になってから各学年がそれぞれ実態に合わせて学習内容までも変更し、カリキュラムを大きく変えることもあるもあるが、中学校ではそうしたことは少ない。この当初の年間カリキュラム作成に保護者や地域住民などの外部アクターが関わることはなかった。しかし、学校評価等を通じその声は学校へ届けられており、学校としてもそれを受け止め、対応していることがわかった。

B 分析結果

事例分析では、総合学習のカリキュラム形成を 自律性、同僚性、権限関係の観点から分析した。 まず、自律性に関しては以下の2点が指摘できる。 第一に、学校として、外部に対する集団的自律性 が確認されたことである。事例から明らかになっ たように、今日の学校現場では、制度的に外部の 声が反映される制度が構築されている。しかしな がら、その声を教育内容に反映される最終局面に おいては、教師集団に決定権が留保されている。 この点の裏返しとして第二に、決定権限が集団に 留保されるため、教師個人レヴェルの自律性は制 約されているといえる。こうした組織的対応に戸 惑いを感じる教師も少なからずいることに留意す る必要があるが、カリキュラム形成は教師の専門 性に任されていると結論付けることができるだろ

う。次に、同僚性に関して、学校内、学校外双方 の視点から以下の点を指摘できる。まず、教師間 の関係では、教育観の共有が見られたということ である。これは主にリーダーシップを発揮するべ テラン教師と、そのフォロアーとなる教師との間 に観察された。しかし、広範囲に波及するもので はなく、その範囲は限定的である。次に外部アク ターとの関係では、同僚性概念に相当するものは 観察されなかった。現状においては、価値の共有 の段階にはなく、教師主導のカリキュラムの中で 協働関係にあるといえよう。最後に権限関係につ いてである。各校の総合学習においては、個々の 親の(狭義の意味での)教育をする権利、知る権 利、学習権、評価権、教育要求権、ないしは拒否 権(裏返しとしての承認権)や、子どもの価値権 に対する強制を踏みとどまる教師の自律性が観察 できた。さらに理論的には、親集団による総合学 習実践の決定権、あるいはそれへの決定的影響力 の行使、という構図もあり得る。子どもの職業観 に密接に関わる教育内容について、親集団が教師 に対して要求を提示するルートが確保されること は、上記のような個別的な権利保障と同時に目指 されるべき課題であろう。

4. 結論と今後の課題

最後に、本プロジェクト研究の主題であるCIに向けた検討を、特にカリキュラムの「社会的レリバンス」の観点から行う。

本研究で対象とした総合学習は、それ自体が社会との結節点たりえる可能性を有する。すなわち、学校を物理的に外部へと開くことで、教育内容、学びの様式を学校独自の文脈に留めずに、地域社会の文脈に埋め込むことが可能なものといえよう。教師は、子どもたちを「地域の子どもたち」として認識し、学校も「地域の学校」と認識することで、地域固有の文脈に適応する努力を怠らない。ここにおいては、地域に迎合するのではなく、自らの専門的見識に基づく判断によって「地域の子

どもたち」に真に必要とされるものを取捨選択している点に留意する必要がある。

こうした教師の専門的自律性に基づくカリキュ ラム形成が、真に「社会的レリバンス」を有する カリキュラムを創り上げるうえでは、そこに参与 するアクターの価値共有を含んだ協働(同僚性) が不可欠となろう。事例からは、現段階の学校現 場において、地域社会との同僚性は観察されなか った。しかしながら、その萌芽は見られたといっ てよいだろう。いかにして多律性を実現する同僚 性を構築するかが重要となる。しかしながら、上 記の点は教師集団の献身的な勤務実態によって生 成されたものであることに留意しなければならな い。理論研究で示したように、教職研究は内的事 項と外的事項とに関わる研究を個別に深化させた。 したがって、教育の実際に基づく外的条件整備が 不十分となり、教師の多忙、そしてその不確実性 に起因する教職の難しさに直面する教師のための 能動的な理論としての役割を十全に果たしてえな かったように思われる。「多律性」に基づくカリキ ュラム形成を支える条件整備をいかにして行うか という検討なしに、CIを追究することは、教師 にこれまで以上のものを求めることとなり、疲弊 を招くものとなろう。この点は、今後の重要な課 題である。

現場の声を真摯に受け止めつつ、限られた財源の中で、どのような方策を講じうるか、「教育の事実」に基づいた学校・地域社会・行財政一体となった教育システムの構築がCIの前提条件として検討されなければならない。